

平成29年12月5日開催

第6回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長(堀越 修) それでは、皆さんお集まりですので、第6回農業委員会総会をこれから開催したいと思います。

皆さんのお手元に今度12月25日月曜日に開催される農振協議会の資料ありますので、またこの後会長からも少しアドバイスがあるかと思うのですが、よろしく願いいたします。

また、運営委員さんにおかれましては、今度12月14日ですか、経営講座の後に運営委員会を開きますので、運営委員さんのお手元には資料ありますので、よろしく願いいたします。

それでは、会長、挨拶をよろしく願いいたします。

○会長(今井 徳) 改めて、農業委員の皆様、こんにちは。今日の総会は、今年最後の総会ということになりまして、第6回ですか、お忙しい中、ご出席いただきまして大変ご苦労さまです。

今月もまだまだいろいろあるわけですけれども、ただいま局長のほうからお話がございました25日の農業振興地域調整協議会ということで、農業委員の皆様はこの協議会には出席をいただくわけです。自分の地域の資料をよく見ていただきまして、農業委員さんと同じ地域の推進委員さん、また今まで経験者ですか、そういう方と一緒にその場所をよく見ていただきまして、判断していただきまして25日の協議会に当たっていただきたいと思います。

また、14日ですか、農業共済で農業経営講座ということで農作業の安全についてということで講演をいただくわけですけれども、推進委員さんもみんなこれは案内は行ってない。農振ではなくて、農業経営講座。

○事務局長 経営講座、行っています。

○会長 行っている。では、大勢の方が参加していただけると思います。近年農作業の事故が随分増えて何か年間全国で大体1日に1人ぐらい亡くなっているとかと、そんな話も聞いたことあるのですけれども、いろいろ機械が強くなったかわりには事故も増えているということで、皆さんもくれぐれも気をつけていただきたいと思います。

そういうことで、余計なことはしゃべらずに審議のほうへ入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、議事の進行につきましては、今井会長、よろしく願いいたします。

○会長 それでは、ただ今から第6回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、20番の乾委員さんが欠席とのことでございます。なお、本日の委員は23名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わります。

次に、議事録署名委員の指名及び書記の任命について、議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、6番の塚越正敏委員並びに19番の石井多加志委員の両名を指名いたします。なお、書記の任命については、事務局の佐野主事を任命いたします。よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

まず初めに、議事に入りますけれども、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほうをよろしく願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容につきましては売買、転用目的は農業用物置及び露天駐車場でございます、平成21年10月23日許可、高農委指令第1264号でございます。変更の理由につきましては、当初計画の利用見込みがなくなったためということでございます。変更後は、契約の内容につきましては賃貸借、転用目的は露天駐車場でございます、工事車両用の駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして変更後の5条許可申請が提出されております。議案書24ページ、ナンバー21が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容につきましては売買、転用目的は農業用物置及び露天駐車場でございます、平成21年10月23日許可、高農委指令第1264号でございます。変更の理由につきましては、当初計画の利用見込みがなくなったためということでございます。変更後は、契約の内容につきましては売買、転用目的は一般住宅でございます、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして変更後の5条許可申請が提出されております。議案書24ページ、ナンバー19、ナンバー20が関連案件でございます。

3番 当初の許可内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は所有権移転でございます、目的は一般住宅、平成16年12月16日許可、群馬県指令西農第669—452号でございます。変更の理由といたしましては、当初計画者の死亡により計画がなくなったためとのことでございまして、変更後の契約内容につきましては売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございます、申請地を親族より買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいとの計画変更でございます。なお、関連案件といたしまして、次のページにありますナンバー4番及び議案書28ページ、ナンバー37番及びナンバー38番が関連案件でございます。

4番でございますが、こちらにつきましては議案書の訂正をお願いしたいと思います。こちらでございますが、計画変更を受けようとする農地の地積につきましては、「396平米」となっておりますが、こちらのところを「380平米」に訂正をお願いいたします。

4番 当初の許可内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は贈与、転用目的は一般住宅でございます、平成8年6月20日許可、群馬県指令西農第847号でございます。変更の理由といたしましては、当初計画者の死亡により計画がなくなったためとのことでございまして、変更後の契約内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございます、申請地を親族より買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいとの申請

でございます。なお、関連案件といたしまして、先にご説明させていただきましたナンバー3番及び議案書28ページ、5条許可申請ナンバー37及びナンバー38が関連案件でございます。

5番 当初の許可内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は宅地用地でございます。昭和48年9月17日許可、許可番号については不明でございます。変更の理由といたしましては、当初計画者の死亡により計画がなくなったためとのことございまして、変更後の契約内容につきましては売買、転用目的は一般住宅でございます。自然環境のよい申請地を買い受けて住宅を建築したいとの案件でございます。なお、こちら関連案件といたしまして5条許可申請、議案書33ページ、ナンバー59番が関連案件でございます。

6番 当初許可の内容につきましては、農地法第3条許可、契約の内容は地上権、転用の目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという内容でございます。平成26年12月22日許可、高農委指令第153号でございます。こちらは、営農型3年間の一時転用でございます。平成26年12月23日から平成29年12月22日まででございます。変更の理由でございますが、事業地を拡張いたしまして計画を変更することになったためとのことでございます。変更後につきましても同じく契約内容は地上権、転用の目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のための地上権の設定でございます。こちら更新でございますので、上の平成29年12月22日から引き続きまして平成29年12月23日から平成32年12月22日までの3年間の更新を望むものでございます。また、関連案件といたしまして、次のページのナンバー7番と変更後の3条の地上権設定、議案書は15ページ、ナンバー27及び5条の許可申請、議案書の21ページ、ナンバー6が関連案件でございます。

7番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用の目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。平成26年12月22日許可、高農委指令第1405号でございます。一時転用の期間と変更の理由につきましては、6番と同様でございます。また、変更後の内容につきましては、契約内容は賃貸借、転用の目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。一時転用の更新の期間につきましては、平成29年12月23日から平成32年12月22日までの3年間でございます。関連案件といたしましては、ナンバー6と同様でございます。

以上、農地法の規定によります許可後の計画変更申請につきましては7件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

異議ないですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申

請が次のとおりあったので、審議を求めます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番から17番については同一の法人による申請になりますので、一括してご説明させていただきます。説明に入る前に、大変申しわけないのですが、議案書の訂正をお願いいたします。譲受人の住所なのですが、申請時と変わって前のホワイトボードに書かれた住所に変更になっております。申請時はこちらに記載の住所になるのですが、その後住所の変更がありまして、ホワイトボードに書かれたとおりの住所に変更になっております。

1番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は賃貸借、申請の理由につきましては1番と同様になりますので、省略させていただきます。また、17番まで申請の理由同様になりますので、以後省略させていただきます。

3番 契約内容は賃貸借でございます。

4番 契約内容は賃貸借でございます。

5番 契約内容は賃貸借でございます。

6番 契約内容は売買でございます。

7番 契約内容は賃貸借でございます。

8番 契約内容は賃貸借でございます。

9番 契約内容は賃貸借でございます。

10番 契約内容は賃貸借でございます。

11番 契約内容は賃貸借でございます。

12番 契約内容は賃貸借でございます。

13番 契約内容は賃貸借でございます。

14番 契約内容は賃貸借でございます。

15番 契約内容は賃貸借でございます。

16番 契約内容は賃貸借でございます。

17番 契約内容は賃貸借でございます。

18番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいとの申請でございます。

19番でございますが、議案書の訂正をお願いいたします。譲渡人の経営状況欄、右の欄の自作地がゼロ、貸付地が3でございますが、こちら自作地を「0」から「3」に訂正をお願いいたします。貸付地を「3」から「0」へ修正をお願いいたします。こちらにつきましては、申請地につきましてはこちら小作人がついておりましたが、その後解約を確認いたしましたので、貸付地から自作地のほうに移る形でございます。よろしくをお願いいたします。

19番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

20番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

21番 契約内容は売買、所有農地の一部が高崎工業団地造成組合の事業地に該当するためその代替地として買い受けたいという申請でございます。

22番でございますが、こちらは申請人から取り下げの要望がございましたので、22番につきましては取り下げでお願いいたします。

23番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

24番 契約内容は売買、申請地を買い受けて経営規模を拡大したいとの申請でございます。

25番につきましては、こちら申請人より取り下げをしたいの申し出がございまして、25番については取り下げでお願いいたします。

26番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

27番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという内容でございます。こちらは一時転用でございまして、設定期間は平成29年12月23日から平成32年12月22日までの3年間の更新を望むものでございます。

28番 契約内容は贈与、自宅の目の前で管理しやすい申請地を譲り受けて耕作したいとの申請でございます。

29番 契約内容は売買、申請地を買い受けて経営規模を拡大したいとの申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、取り下げ2件を除く27件でございます。この27件につきましては、別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、もしくはそのただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたけれども、22番と25番ですか、取り下げということで、それを除きこれから審議に入ります。

質疑をお受けします。

○7番寺崎委員 7番、寺崎です。2つほど。28番なのですけれども、契約の内容が贈与なのですけれども、贈与でいいのでしょうか。

○会長 お願いします。

○事務局 28番につきましては、受人と渡人の関係でございますが、義理の兄弟ということで伺っておりまして、親族であるため、贈与ということで伺っております。

○7番寺崎委員 もう一ついいですか。1番から17番で、6番が契約の内容が売買なのですけれども、ほか賃貸借となっているのですけれども、筆ごとに違うかと思うのですけれども、何年の契約で賃貸借を結んでいるか教えてくださいたいのですけれども。平均でいいですから、何年から何年というくらいで。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 それぞれ5年ということで契約のほういただいております。また、補足なのですけれども、契約については当初の解除条件付きの契約と同様で、農地所有適格法人ではあるのですけれども、解除条件付きで今回も契約さ

れています。

○7番寺崎委員 では、おおむね5年という形ですね。

○事務局 そうですね。5年になります。

○会長 この6番のトマトのハウスというのは、何棟建てるの、ここは。

○事務局 6連棟と聞いております。

○会長 では、2反近く面積があるけれども、6棟というと結構広いね、ハウスは。できるのかね。やっているのだから。この件もこの間の事前協議でもいろいろ意見は出ましたけれども。

この件は、この間事前協議でもお話したのですけれども、地元の推進委員さん、また農業委員さんによく確認していただくということでこれから進めていくわけですけれども、そういうことでお願いしてあります。そういうことです。

ほかにございませんか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条第の規定による許可申請について。

1番 宅地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地200.00平米と一体利用の計画でございまして。

2番 宅地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございまして。なお、宅地464.66平米と一体利用の計画でございまして。

3番 庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていなかったため是正したいとの庭用地の申請でございまして、宅地706.41平米と一体利用の申請でございまして。

4番 農業用施設用地として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございまして。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は4件でございまして。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、若しくは移転し

ようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー6については事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約の内容は売買、太陽光発電に適した申請地を買い受けて売電したいという太陽光発電設備設置地の申請でございます。

それでは、審議資料のほうご覧いただきたいのですけれども、右上に第5条ナンバー1審議資料と書いたものをご覧いただきたいと思います。それと、後で配らせていただいたのですけれども、追加の資料がございます。5条の審議資料の下に追加と判が押されたものを一緒にご覧いただければと思います。

それでは、事前に送らせていただいた資料のほうから説明させていただきます。色のついたほうです。1枚目は位置図でございます。申請地と書かれた赤く囲ったところ、こちらのほうが申請地でございます。倉賀野中学校から西に350メートルほどのところに位置しております。また、申請地は北に川を挟んで北側は倉賀野の市街化区域になっております。

1枚おめくりいただきまして、案内図でございます。赤く塗られたところが申請地でございます。先ほど申し上げましたとおり、北側には河川が流れておりまして、西と東については農地が広がっているというような状況になっております。申請地自体は今現在は耕作されていない状態で、周囲も耕作されていない農地が一部見受けられるのですけれども、耕作されている農地もありまして、生産性の低い第2種農地に該当するものと思われまして。

1枚おめくりいただいて、こちら公図になります。申請地に印をつけていないので、わかりづらく大変申し訳ないのですけれども、上の青く塗られたところが河川で、その下、申請地があって、茶色の部分が道になりまして、その挟んで1筆のところがこの申請地になっております。

1枚おめくりいただき、こちらパネルの配置図になります。今回の申請地なのですけれども、道を挟んで上、高压エリアと書かれたところ、こちらと道を挟んで南の2筆出ているのですけれども、左手の高压エリアがこの申請地になります。もう一つ、その隣の低圧と書かれたところが議案書の同じ5条の8番で提出されているものがそちらの申請地になっております。こちらについては、高压と低圧で計画がまた別のものになりますので、別の案件として申請をされております。パネルの枚数は1,468枚で、出力は403.7キロワットで申請をいただいております。

続きまして、追加の資料をご覧いただきたいと思います。申請地は、西側から東に向かって傾斜しておりまして、段々になっているような形状になっております。切り土、盛り土をして使いやすいような形で造成をしていくということで、図面のほうがついているのですけれども、こちらのほうは大分細かい資料になりますので、参考にご覧いただきまして、説明のほうは省かせていただきたいと思います。

6枚おめくりいただきますと、先ほどのパネルの配置図と同じ地図になるのですけれども、右上に貯留施設設置位置図と書かれた資料をご覧いただきたいと思います。先ほどのパネルの配置図と同じ地図になるのですけれども、こちらのほうは青く塗られた部分があるのですけれども、こちらに貯水池を素掘りで掘ってこちらのほうに水をためて雨

水を自然浸透で処理していくという形になります。ですので、パネルの下は防草シートはしないで、全体的に自然浸透でのみきれない分をこちらの池のほうで溜めて自然浸透させていって敷地外のほうに水が流れないような計画になっております。

造成計画と雨水の処理方法については、以上になります。

以上、簡単ではございますけれども、説明のほうを終わりにさせていただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。なお、今回は第1班の調査ですので、調査班長の井田委員から報告をお願いします。

○13番井田委員 それでは、事前調査の報告をさせていただきます。

農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の担当者2名の出席でした。

質問1 パネル下に防草シートは張らず、雨水は自然浸透との計画ですが、申請地はかなり勾配があります。雨が降った場合に低い方に流れていくと思いますが、敷地内で全て浸透できるような土地ですか。

回答 申請に当たっては、地盤調査を行なっています。また、所有者からも浸透し易い土地であると聞いています。当初は、防草シートも考えましたが、周囲に道があるので、水が流出しないよう考えて整地のみとしました。

質問2 防草シートをしないと、草の管理が大変だと思えますが、除草剤を撒いてしまえば土が緩んで崩れる可能性があります。周囲に人家はないと思いますが、影響の無いようにしてください。

回答 周囲に人家はなく、車がよく通るところでもありませんが、近くの方の散歩コースにもなっていますので、地域の方に影響が無いよう気を付けます。また、弊社では除草専門の部署を設けて除草対策をしています。

質問3 申請地北側のエリアは、地形が段々で勾配もありますが、切り土盛り土はせずにそのままの地形でパネルを設置するのですか。

回答 多少、切り土盛り土をして、ならず計画です。北のエリアについては真ん中を低くして雨水を浸透し易くすることを考えています。

事務局意見 今回の申請については、開発指導課での事前協議が必要ないとのことで、雨水対策についての協議をしないことになります。計画は、自然浸透で側溝も設置しないので、雨水の流量計算の資料を提出していただいて、問題がないことを確認したいと考えています。

回答 はい、わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、ナンバー1につきましては農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。よろしい

でしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、ナンバー2に入ります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅6棟の申請でございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー2審議資料をご覧ください。

まず、1枚目、表紙をご覧ください。こちら位置図でございます。申請地は、赤い丸で囲まれた箇所が今回の申請地でございます、高崎市吉井支所より北西へ約2.4キロの場所でございます。

1枚おめくりください。周囲の状況及び案内図でございます。周囲は農地と住宅、雑種地が混在する地域でございまして、10ヘクタール未満の農地の連担ということで、第2種農地に該当すると考えております。また、こちらはもと農振農用地でございましたが、除外申請を行いまして平成29年7月に除外の申請が認められた土地でございます。

1枚おめくりください。こちらは、公図の写しでございます。申請地は、真ん中に水路を挟んだ畑2筆でございまして、東側は公道、西側につきましては農地、南側は宅地、北側につきましては宅地及び農地が隣接しております。

1枚おめくりください。土地の利用計画図及び排水の計画図でございます。申請地は、申請地2筆の真ん中を通ります水路部分の一部を埋めまして、新設の道路をつくる計画でございます。その周りに水が流れるよう水路をつけかえる計画です。新設道路の北側と南側には6区画の建売分譲の敷地を造成いたしまして、そちらに住宅を建築する予定でございます。また、申請地には全体に盛り土を行います。新設の道路につきましては、アスファルト舗装仕上げをするということでございます。また、敷地から出る雑排水及び雨水でございますが、雑排水につきましては敷地内に合併浄化槽を設けまして、側溝に放流する計画でございます。雨水につきましては、住宅の脇に浸透ますを設けまして宅地内浸透といたします。

1枚おめくりください。こちらのページと次のページが建物の平面図でございます。こちらは建築面積70平米の2階建てでございます、このような仕様の建物が6棟建つということで伺っております。

最後のページにつきましてはですが、こちらは建物の立面図となっておりますので、参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、調査班長、報告をお願いします。

○13番井田委員 それでは、報告をさせていただきます。

農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表取締役と代理人の計2名の出席でした。

質問1 申請地の西側にビニールハウスが隣接しています。住宅が建つとビニールハウスが日陰になってしまう可能性があります。ビニールハウスと住宅は、どのくらい間隔を空ける予定ですか。

回答 5メートルくらい間隔を空ける計画です。また、ビニールハウスの所有者は今回の申請地の地権者の方であり、既に協議が済んでいます。

質問2 現在の水路は移動する予定ですか。また新設道路は市に寄付するのですか。

回答 現在の水路は道路にし、その周りに水が流れるように水路をつけかえる計画です。西側には現在側溝がありませんが、水が流れる可能性があるため、そちらにも側溝を整備します。また、新設道路については、位置指定道路として市に寄付する予定です。

質問3 新設する南側の水路は、西側に勾配をつけるのですか。

回答 はい。西側に勾配をつけて、北側に流すようにします。

質問4 今回の申請は、建売住宅ということですので、今回の事業期間内に住宅まで建築する計画でよろしいのですよね。

回答 はい。今回の事業期間内に6棟全て建築し、販売する予定です。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー3に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約の内容は売買、運送業を営んでいるが事業拡大に伴い本社を移転するため利便性のよい申請地を買い受けて使用したいという事務所、倉庫及び露天駐車場の申請でございます。なお、山林1,292平米、原野125平米と一体利用の計画でございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー3の審議資料をご覧ください。表紙でございますが、こちら位置図でございます。申請地は、図面中央の赤い枠で囲われた場所でございます。高崎市立入野中学校から北西に360メートル行ったところに位置しております。

1枚おめくりください。案内図と周囲の状況がわかるものでございます。申請地は、図面中央の赤色で塗られている箇所が申請地でございます。国道254号線沿いに位置しており、申請地周辺は農地、工場や店舗などが混在している場所となりまして、農地の連担につきましては10ヘクタール未満の第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりください。こちら公図の写しでございます。赤く着色されている箇所が今回の申請地でございます。その

申請地の中には水路または道路が通っておりますが、こちらにつきましては吉井支所の建設課と協議をいたしまして、全て払い下げとなることで今準備を進めているということでございます。また、申請地の中に原野と、あと南側に山林がございますが、そちらも一体で利用するという計画でございます。

1枚おめくりください。土地の利用計画図でございます。着色されているところが全て申請地でございます、申請地内には赤い斜線で事務所と倉庫と書かれた建物を2棟建設する予定でございますが、そちらは倉庫の下に赤い点線が東西にあるかと思うのですが、こちらから北側につきましてはアスファルト舗装、南側につきましては砂利敷きをする予定となっております。また、事務所と倉庫につきましては、2棟建てるわけですが、その東側にスタンドと洗車機を設置いたします。なお、スタンドには油水分離槽を設置する計画となっております、また洗車機につきましても図面には記載がないのですが、油水分離槽を設置する予定と伺っております。その他の南側の広い場所につきましては、トレーラーの駐車場となります。雨水排水でございますが、舗装箇所につきましては水勾配をつけまして申請地内に排水路と暗渠の水路を設置いたしまして、そこへ集水し、そこから図面に青い線があるかと思うのですが、それが西側に延びていきまして、こちらの水路を新たにつくりまして、西側の矢田川という川があるのですが、そちらに放流をする計画でございます。また、申請地の周囲には外灯及び周囲フェンスにつきましては今のところ設置の予定はないとのことで確認しております。

1枚おめくりください。こちらは建物の図面でございます。事務所と倉庫でございます、事務所の建築面積が166平米、倉庫につきましては125平米1棟ずつ建てる計画でございます。

次のページ以降は建物の立面図でございますので、参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、調査班長、報告をお願いします。

○13番井田委員 それでは、報告をさせていただきます。

農地法第5条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の役員、設計会社の担当者の計2名の出席でした。

質問1 駐車場となる敷地をかなり広くとる計画のようですが、使用する車両は何ですか。また、現在の所有台数を教えてください。

回答 ほとんどが大型トレーラーで、全長16メートルの車両です。現在52台を所有しています。

質問2 敷地内にガソリンスタンドと洗車機を設置するようですが、その排水計画はどのようになっていますか。

回答 当初は全体の排水計画として北側国道脇の用水に排水する計画でしたが、水利組合との調整の結果、北に広がる水田への影響が懸念されるため、排水先を申請地より西へ約280メートル行った先にあります矢田川に放流することになりました。そのため、申請地内に排水路をつくり、集水し、川までの間にも新たな排水路を設置いたします。また、開発指導課の事前協議書の中に、農業委員会からの意見として油水分離槽の設置を検討するようにとありましたので、設置するように変更しました。図面にはないのですが、洗車機から出る水も一度油水分離槽を経由することで予定しています。

質問3 田んぼのため、かなり土地が低くなっていますが、盛り土をする計画はありますか。

回答 盛り土をする計画です。北側の国道の高さにすり合わせます。入り口は、緩やかなスロープになります。

質問4 一体利用地に山林がありますが、どのように利用するのですか。

回答 南側の山林ですが、整地した後は緑地帯にする計画です。

質問5 計画地内にある道路は払い下げる予定ですか。また、民地との境界はどのようにになりますか。

回答 道路は払い下げの予定です。また、民地との境界のほとんどは側溝で区切られているので、問題はないと思います。また、吉井支所建設課より東側の道路へ水が流れ出ないようにと指導があり、境界ブロックを入れる予定です。

質問6 国道側、申請地西側に隣接する土地が1筆農地として残ることになるようですが、今回の計画地に含む予定はなかったのですか。

回答 計画地に入れたかったのですが、所有者が大正時代の名義のまま相続がなされていない土地ですぐに話がまとまらないため、今回は断念しました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

○全員 なし。

○会長 異議がなければ、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか、まず伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、事務局、ナンバー4の説明をお願いします。

○事務局

4番 契約の内容は売買、申請地を買い受けて露天資材置き場、露天駐車場及び管理施設用地として使用したいという露天資材置き場、露天駐車場及び管理施設の申請でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー4審議資料をご覧ください。1枚目、表紙が位置図でございます。申請地の箇所は、図面上に二重丸の印で左横に申請地と記載のあるところでございます。

1枚おめくりください。2枚目は、案内図でございます。マーカーで縁取られている箇所が申請地でございます。群馬県立日本絹の里から北西に約200メートルほどの場所に位置しております。申請地の農地種別区分につきましては、市街化区域に近接する10ヘクタール未満の第2種農地に該当すると考えております。

1枚おめくりください。3枚目は、公図の写しでございます。着色されておらず、わかりづらくて申しわけございませんが、中央の2,256平米の土地とそれに隣接する99平米の土地2筆が今回の申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、道路に接する部分以外は畑に接しております。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。まず、レイアウトからご説明させていただきますと、北側を廃棄物用コンテナボックスを置くスペースとして利用し、西側は作業用の4トン車と2トン車の駐車スペースとし

て利用しまして、東側には足場材等の資材及び重機を置くスペースとして利用するとのことでございます。中央につきましては、車両や重機が転回できるスペースとして確保する計画とのことでございます。管理施設につきましては、道路に接する東側に建築する計画でございます。なお、外灯は設置せず、営業時間につきましてはおおむね朝の9時から午後の5時までを予定しているとのことでございます。造成工事につきましては、切り土、盛り土はせず、現況の地盤を整地しまして砂利敷きで仕上げる計画でございます。雨水の排水につきましては、基本的には敷地内浸透処理となりますが、オーバーフロー分につきましては西側に設置する集水用池で対応するとのことでございます。また、管理施設からの雑排水につきましては、浄化槽で処理した上で道路側溝に放流する計画でございます。

1枚おめくりください。5枚目が建物の平面図でございます。建築面積37.89平米の管理施設を建築いたしまして、従業員用のロッカーやトイレ等を設置して事務所として利用する計画です。なお、本申請につきましては宅地開発の事前協議を締結しており、開発許可申請との同時申請となっております。通常の露天資材置き場、露天駐車場であれば、開発許可は不要でございますが、本申請はこの管理施設の建築行為が伴いますので、開発許可を要する案件となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

調査班長、報告をお願いします。

○13番井田委員 それでは、報告をさせていただきます。

農地法第5条許可申請審議ナンバー4について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の取締役と代理人の計2名の出席でした。

質問1 現地を確認したところ、境界が不明瞭で隣接する土地と一体の土地に見えてしまいましたが、いずれは周囲を柵などで囲うのですか。

回答 近年は資材や重機の盗難が懸念されるので、対策として柵などの設置を検討していきたいと考えています。

質問2 申請地に隣接する農地は現在どのような管理状況なのですか。

回答 耕作はしていないと思います。また、東側の農地については今回の申請地と同じ地権者でして、今後も耕作の予定はないと伺っており、宅地開発などをするのではないかと思います。

質問3 産業廃棄物は全てコンテナボックスに入れて置いておくのですか。

回答 今回の申請地に産業廃棄物を持ち込むのではなく、廃棄物を入れるコンテナボックスのみを置いておく計画です。

質問4 アスファルトで舗装するのですか。また、雨水の排水計画はどのようになっていますか。

回答 アスファルト舗装ではなく、砂利を敷く計画です。雨水の排水については、基本的には敷地内で浸透処理を行います。水が流れ出してしまふおそれのある西側については、若干土を盛り上げて水が外部に流れないようにするとともに、集水用池を配置する計画です。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー5に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

5番 契約の内容は売買、申請地を買い受けて障害者向けグループホームを建築したいという福祉施設の申請でございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー5審議資料をご覧ください。1枚目、表紙が位置図でございます。図面に手書きで申請地と記載されている箇所が今回の申請地でございます。高崎市群馬支所から東に約1.3キロメートルほどの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。赤色の斜線が入れられており、赤字で申請地と記載されている箇所が今回の申請地でございます。また、その申請地から西側に延びる複数の赤線につきましては、申請法人及び同系列の法人が既に病院や福祉施設を運営している箇所と今回の申請地との距離を示したものとなっております。申請地の農地種別区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある第1種農地に該当いたしますが、申請法人及び同系列の法人が既に集落内で事業を行っており、第1種農地の例外許可規定の集落接続に該当し、許可要件を満たす案件であると考えております。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。赤色で縁取られている筆が今回の申請地でございます。隣接する土地につきましては、西側が公衆用道路、北と東が畑、南側が畑と宅地にそれぞれ接しております。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。東側にL字型のグループホームを建築いたしまして、その他の部分は広場や駐車場として利用することでございます。造成につきましては、切り土、盛り土はせず、現況の地盤を整地し、敷地内の通路部分をインターロッキング舗装仕上げとし、それ以外の区域は砂利敷きで仕上げる計画でございます。雨水の排水につきましては、敷地内の雨水柵で集水したものを南側の新設U字溝を経由して最終的には既存道路側溝に放流いたします。グループホームから出る雑排水につきましては、浄化槽で処理した上で最終的には先ほどの雨水とともに道路側溝に放流する計画でございます。

1枚おめくりください。5枚目が建物の平面図でございます。建築面積494.51平米の平家建てでございます。利用者の居室を10部屋設ける計画でございます。その他浴室や倉庫、事務室など、グループホーム運営に必要な設備を各所に配置する計画でございます。

1枚おめくりください。最後の6枚目が建物の立面図でございます。こちらにつきましては、参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議ほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

調査班長、ご報告をお願いします。

○13番井田委員 それでは、報告をさせていただきます。

農地法第5条許可申請審議ナンバー5について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者と代理人2名の計3名の出席でした。

質問1 申請地には隣接する農地があります。照明を設置する場合、農作物への影響が懸念されますが、何か検討していますか。

回答 駐車場に外灯をつけようかと検討していますが、周辺農地に影響が出てしまうおそれがあれば、外灯を設置する箇所を入り口のみにするなど、必要最小限に抑え、影響のないようにしたいと考えています。

質問2 排水先の水路は農業用ですか。

回答 農業用ではないので、周辺農地への影響はありません。

質問3 障害者向けのグループホームというのはどのような利用形態になるのでしょうか。

回答 アパートのようなイメージです。昼間は近隣の同系列の病院や福祉施設を利用していただき、夜間は今回の申請のグループホームで過ごしていただくような仕組みになっています。

質問4 駐車場は1部屋に対し1台で利用者用なのですか。

回答 運転ができる利用者もいますが、利用者とは職員の兼用駐車場です。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

次に、ナンバー6に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

6番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら更新後の期間につきましては、平成29年12月23日から平成32年12月22日までの3年間の一時転用でございます。

それでは、別添農地法の5条許可申請ナンバー6の審議資料をご覧ください。表紙でございますが、位置図でございます。申請地は、右側、黄色でマーカーされた箇所が申請地でございます、高崎市立上室田小学校から東に約830メートル行ったところでございます、くらぶち聖苑のすぐ西側になります。

1枚おめくりください。周囲の案内図及び状況図でございます。申請地は、マーカーで着色された真ん中の土地でございますが、周囲につきましては東側、南側、西側ともに農振農用地でございます。また、申請地につきましても農振農用地でございます。

1枚おめくりください。次から3枚公図がございますが、ちょっとこちらの公図、薄く見づらくなっておりますので、こちらは省略させていただきます、3枚公図をめぐっていただきまして、土地利用計画図がございます。そちらから説明をさせていただきますと思います。申請地は、こちら3筆でございます。南側の2筆が現在許可を受けて3年間の営農型太陽光を行っていた箇所でございます。北側の東西に長い申請地を1筆を追加して、パネルを4列追加して発電量を上げて売電効率を上げるというものでございます。計画後のパネルの総枚数につきましては1,560枚、計画発電量につきましては約421キロワットでございます。

1枚おめくりください。同じようにこちら土地利用計画図でございますが、こちらにつきましては支柱の箇所が示されております。黒い点で示された箇所が支柱の場所でございます、こちらの支柱の面積と、あと一番西側にQBと書かれているところ、これキュービクルがございまして、そちらの面積を合わせまして今回の一時転用の面積30.79平米の根拠の図面でございます。

1枚おめくりください。こちら太陽光パネルの架台の断面図でございます。こちらは、営農型でございますので、通常の太陽光よりか高さがありまして、支持材を抜きましても地上高は2メートル以上確保しておりますので、農作業には支障のない状態でございます。

1枚おめくりください。営農型発電設備の下部におきます営農計画書でございます。3筆合わせまして7,015平米全体でミョウガの栽培を行う計画でございます。既に南側の2筆につきましてはミョウガを栽培しておりまして、北側につきましてはこの後、太陽光パネルを設置いたしまして、その後、土づくりを行い、ミョウガをそちらについても作付する計画でございます。

1枚おめくりください。(2)の営農に必要な農作業の期間でございます。こちらは、これから北側を造成するのですが、基本的には更新でございますので、もう1年目、2年目、3年目という形で同じサイクルで、このようなスケジュールで農作業を行う予定でございます。(3)番の農作業に利用する機械は表のとおりでございます。

1枚おめくりください。3の(1)、ミョウガでございますが、こちらは陰性植物でございますので、パネルの下で十分栽培が可能な作物だということがうたわれております。また、(3)の下部の農地の単収でございますが、群馬県のミョウガの地域の平均的な単収につきましては、10アール当たり約625キログラムでございます。こちらの約8割を営農型の場合は確保しなくてはいけませんので、10アール当たり約500キロの単収見込みを予定しております。今年につきましては、昨年度ちょっとミョウガの生育が悪くて、本格的に収穫できたのは今年からと伺っておりまして、ミョウガの商品として良いものの収穫できたものが報告では約255キロと伺っておりますので、ちょっと今のところ500キロには満たないのですが、今後そちらは改良しましてこちらの500キロを目指していきたいということで伺っております。

最後のページでございますが、こちらが今年の9月の農地の収穫の時期の写真でございますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、資料の説明を終わります。ご審議のほどをお願いいたします。

また、済みません、追加で、ちょっと先ほど私の説明が漏れてしまったのですが、3条の許可とこちら5条の許可セットでございますので、許可になるときは3条の許可、5条の許可同時でございますので、また不許可の場合は3条、5条両方とも不許可という扱いになりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

調査班長、報告をお願いします。

○13番井田委員 それでは、報告をさせていただきます。

農地法第5条許可申請審議ナンバー6について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 営農型太陽光でのパネル下の作物がミョウガということですが、今回の申請地以外でも営農型太陽光でミョウガを作付している圃場があったと思いましたが、その場所も含めて生育と収穫の状況はどうでしたか。

回答 本格的に収穫できたのは今年が初めてになります。おおむね順調だったと感じています。また、倉淵地区で同じミョウガを作付しています。そちらについても生育は今回の申請地と同じような状況です。

質問2 ミョウガの品種は何になりますか。

回答 一般的な品種で陣田早生です。

質問3 ミョウガには病気が出やすいとの話もあります。9月のときの写真の中で、葉が少し黄色くなっているところがありますが、時期的なもので病気ではないですね。

回答 黄色くなった箇所は日射によるものです。パネル下でない日光が直接当たったところがそうになってしまいました。その影響で色づきが遅くなり、収穫ロスを出す結果となってしまいました。日照りの対策や収穫サイクルの見直しについては、来年に向けて検討しているところです。

質問4 ミョウガの品質の面では、A、B、Cと3段階に分けた場合、どの辺のものが多かったですか。

回答 とる時期によってになると思います。ちょっとおくれるとA品がB品、C品となりますので、計画的に収穫すればA品だけで平均収量の8割は見込めるものと思います。今年については、それができなかったため、A品が5割行ったかどうかというところです。また、販路は自社店舗での直売になりますので、B品、C品についても袋詰めし、特売で販売をしました。定期的な収穫について、今後の課題として認識しています。

質問5 現地を確認して、通常だと落ち葉を敷くと思いますが、そのようなものはしないのですか。そのほうがミョウガの色づきもよくなると思います。

回答 12月に入ったら落ち葉を入れる計画でいます。約8トンの落ち葉を造園業者に依頼しています。

質問6 8トンの落ち葉を入れるとのことですが、物によっては松葉が混入したりミョウガの生育に悪影響になるものがありますので、気をつけてください。

回答 入荷先の業者に確認をいたします。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

事務局。

○事務局 質疑の前に、ちょっと私のほうからご報告をさせていただければと思います。

調査班の報告にありました質問6の落ち葉についての入荷の業者に確認をするという話でございますが、申請人から確認をいたしまして、こちらで使う落ち葉につきましては高崎市内のゴルフ場が出る落葉樹をメインとするものでございまして、松とかあと、杉の葉は混入しないというふうに納入業者から確認いたしましたということでいただいております。

また、一部落葉樹、東日本の大震災の後から結構そういったものの放射能の関係が厳しくなっているものがございますが、そちらにつきましては本来でしたら販売する業者が放射能を測定して販売しなくていけないというものがございまして、落ち葉については腐葉土ではなくて、そういった義務がないということを経済政策課のほうに確認いたしまして、特に落ち葉については放射能を測定して販売するという義務はないらしいです。なので、今回につきましてはこちらの申請法人のほうでそのミウガを生育する上で販売するときにまたそういった放射能も測定しながら消費者の方に迷惑かからないようにしたいと検討していますということで回答をいただいています。

以上でございます。

○会長 落ち葉検査しなくてもいい。

○事務局 はい。環境政策課に確認しましたら、販売用として腐葉土にした場合は400ベクレルを超えてはいけないとか、そういった制限があるらしいのですけれども、落葉樹で販売用という、製品ではないものについてはそこまでのものは求めていると環境政策課に確認をしています。

○会長 そうなの。そういうことだそうです。

それでは、皆さんのほうから質疑をお受けします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、ナンバー6については許可相当とすることにいたします。

それではあと、一括審議に入りますけれども、ここでちょっと休憩入れます。

休 憩

再 開

○会長 それでは、再開いたします。

それでは、これより一括審議に移ります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、太陽光発電に適した申請地を買い受けて売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の祖母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

12番 契約内容は使用貸借、園庭が手狭なため園に近い申請地を法人役員から借り受けてグラウンド用地として使用したいというグラウンド用地の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。14番について補足をさせていただきます。一部書類のほうを整っていないことから、14番につきましては保留をお願いいたします。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地156.30平米と一体利用の計画でございます。

16番 契約内容は賃貸借、施設の増設に伴い駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。転用期間が平成29年12月23日から平成30年4月30日までの約4カ月間でございます。

17番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

18番 契約内容は贈与、自宅への進入路が狭いため申請地を兄より譲り受けて使用したいという分家住宅の申請でございます。宅地238.16平米と一体利用の計画でございます。

19番、20番につきましては、関連案件でございますので、一括して説明いたします。

19番、20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、先にご審議いただきました議案書3ページ、ナンバー2が関連案件でございます。

21番 契約内容は賃貸借、工事車両用の駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、先にご審議いただきました議案書3ページ、ナンバー1が関連案件でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、東京で借家住まいをしているが故郷に戻りたく実家近くの申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、申請地を借り受けて漬物製造所を建築したいという農業用施設の申請でございます。

26番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。なお、宅地36.50平米と一体利用の計画でございます。

27番 契約内容は使用貸借、自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。27番につきましては、計画の一部見直しがございます、保留でお願いします。

28番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は賃貸借、製造業を営んでいるが借りている駐車場を返却することになり代替地として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、雑種地924平米と一体利用の計画でございます。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが家族が増え手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番 契約内容は使用貸借、実家暮らしをしているが家族も増え自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は賃貸借、申請地周辺に有料老人ホームを建設しているが駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。また、一時転用のため、転用期間が定められています。平成29年12月23日から平成32年12月22日までの3年間の計画となっております。

35番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は売買、申請地を親族より買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます、こちら用途指定区分の第1種住居地域及び準住居地域となっております。また、関連案件といたしまして、議案書4ページ及び5ページの計画変更申請ナンバー3番及びナンバー4番及び次のナンバー38番が関連案件でございます。

38番 契約内容は使用貸借、申請地を父より借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます、こちらにつきましても用途指定区分の第1種住居地域及び準住居地域でございます。また、関連案件といたしまして、議案書4ページ及び5ページの計画変更申請ナンバー3番及びナ

ンバー4番及び先に説明させていただきましたナンバー37番が関連案件でございます。

39番 契約内容は使用貸借、申請地を父より借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、こちら転用済みの田132平米と一体利用の申請でございまして、用途指定区分の近隣商業地域でございます。

40番 契約内容は売買、実家近くの申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、こちら用途指定区分の第1種中高層住居専用地域でございます。また、現地を確認したところ、駐車場及び手続のない農業用物置が置かれていたため、始末書添付となっております。

41番 契約内容は売買、自宅近くの申請地を買い受けて裁縫教室及び生徒の駐車場として利用したいという作業所、教室及び露天駐車場の申請でございまして、こちら用途指定区分の第1種中高層住居専用地域でございます。なお、現地を確認したところ、砂利敷きがされておりましたため、譲渡人により始末書が添付されております。

42番 契約内容は売買、自宅の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、用途指定区分があり、第1種中高層住居専用地域でございます。

43番 契約の内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、こちら宅地38.54平米と一体利用の申請でございます。なお、譲渡人が既に庭用地として利用していたため、始末書が添付されております。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地2.83平米と一体利用の申請でございます。

45番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅3棟の申請でございます。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

47番 契約内容は使用貸借、申請地を父から借り受けて野菜加工施設を建築したいという農業用施設の申請でございます。

48番 契約内容は売買、申請地を買い受けて障害者向けグループホームを建築したいという福祉施設の申請でございます。

49番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

52番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したい

という一般住宅の申請でございます。

53番 契約内容は売買、飲食店を経営しているが駐車場が無く申請地を買い受けて利用したいという露天駐車場の申請でございます。

54番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

55番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

56番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

57番 契約内容は賃貸借、榛名フルーツラインの開通工事に伴い掘削土の仮置き場として申請地を借り受けたという残土置き場の申請でございます、こちら一時転用の案件となりまして、転用期間が平成29年12月22日から平成30年6月1日までの5カ月間となっております。

58番 契約内容は使用貸借、会社代表の土地を借り受けて牛舎を建築したいという農業用施設の申請でございます、なお現地には既にビニールづくりの牛舎がございます、始末書が添付されております。

59番 契約内容は売買、自然環境の良い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、こちら関連案件といたしまして議案書5ページ、計画変更申請ナンバー5番が関連案件でございます。

60番 契約内容は使用貸借、借家住まいしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請の一括案件につきましては54件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局よりナンバー7から60の説明が終わりました。

その中で、14と27が保留ですか、ではこの2件を除きこれより審議に入ります。

質疑をお受けします。

異議ないですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号に入ります。

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は平成29年2月18日でございます。

2番 申請人は被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は平成29年2月15日でございます。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は2件でございまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、審議に入ります。

質疑をお受けします。

○全員 なし。

○会長 異議がなければ、適格として証明してよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、適格として証明することにいたします。

それでは、これより報告事項に入ります。

報告事項、第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用の目的は露天駐車場、用途指定区分は第2種住居、ほか7件、計8件の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理をし、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用の目的は建売分譲、用途指定区分は第1住居、ほか32件、計33件の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか13件、計14件の通知につきまして適法であったため受理をいたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

1番、2番につきましては、こちらは二月前、10月の総会にて許可相当としていただいた案件でございまして、こちら他法令の関係で許可書の交付を保留しておりましたが、そちらの開発指導課との調整が調いましたので、1番につきましては平成29年11月9日付、2番につきましては29年11月22日付で許可書を交付しております。

続きまして、3番から最終ページ、57番までは先月の総会にて許可相当としていただいた案件でございまして、4条が5件、5条が50件でございまして、そちらにつきまして、他法令との調整が調いましたので、許可相当といたしました。

あと、9番と45ページの14番につきましては、こちら3,000平米を超える同一事業でございまして、農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取いたしまして許可相当で構わないという回答をいただいておりますので、ご報告いたします。

こちらにつきましては、平成29年11月22日付で許可書を交付いたしました。

報告は以上でございます。

○会長 それでは、その他ということで、農政のほう、報告事項ありますね。よろしく申し上げます。

○事務局 農林課、水沼と申します。私のほうから農業振興地域調整協議会についてご連絡をさせていただきます。

机上のほうにお配りさせていただきました資料をご確認いただければと思うのですが、今月の25日月曜日午後1時半から今年度第2回目の農業振興地域調整協議会が行われます。新しく委員になられた方については初めてという形になるのですが、議案が今回87件ございます。行われる場所なのですが、高崎市総合保健センターの2階第1会議室で行います。当日は配布させていただきました資料をご持参いただければと思います。また、当日ご都合が悪く欠席の場合には、今月20日水曜日までに農林課農政担当までご連絡いただければと思います。また、ほかにご不明な点等ありましたら、お問い合わせいただければと思います。当日はどうぞよろしくお願いいたします。

○会長 そうということで、25日はよろしく申し上げます、農業委員さんの方も。

ほかにごございますか。こちらの事務方の。ない。いいですか。

○事務局 局長からは。

○事務局長 ございません。

○会長 ないですか。

何か質問ございますか。よろしいでしょうか。

○全員 なし。

#### ◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第6回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦勞さまでした。

午後 4時25分 閉会